

名護市徴収猶予制度等のご案内

令和2年6月29日時点

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた方で要件に該当する方は、I・IIの制度とも活用可能です。

I 新型コロナウイルス感染症拡大の影響による特例等

1 市税(市県民税、固定資産税、軽自動車税)の納付が難しいとき

- **新型コロナウイルス感染症等に係る市税の徴収猶予の特例**

担当部署：市民部 税務課 納税係

連絡先：0980-53-1212 (内線193/194/196/323)

P.2

2 国民健康保険税の納付が難しいとき

- **新型コロナウイルス感染症等に係る国民健康保険税の徴収猶予の特例**

担当部署：市民部 国民健康保険課 保険税係

連絡先：0980-53-1212 (内線152/153/117)

P.3

- **新型コロナウイルス感染症等に係る国民健康保険税の減免**

担当部署：市民部 国民健康保険課 保険税係

連絡先：0980-53-1212 (内線274)

P.4

- **新型コロナウイルス感染症等に係る後期高齢者医療保険料の減免 new!**

担当部署：市民部 国民健康保険課 後期高齢者医療係

連絡先：0980-53-1212(内線167/195)

P.5

3 介護保険料の納付が難しいとき

- **新型コロナウイルス感染症等に係る介護保険料の減免 new!**

担当部署：福祉部 介護長寿課 介護給付・保険料係

連絡先：0980-53-1212 (内線136/内線137)

P.6

4 上下水道料金の納付が難しいとき

- **新型コロナウイルス感染症の影響による上下水道料金の納付猶予**

担当部署：環境水道部 経営課 料金係

連絡先：0980-53-1212 (内線362/363/364/365)

P.7

II 通常の納付猶予制度等

1 後期高齢者医療保険の納付が難しいとき

- **後期高齢者医療保険料の徴収猶予**

担当部署：市民部 国民健康保険課 後期高齢者医療係

連絡先：0980-53-1212(内線167/195)

P.8

2 介護保険料の納付が難しいとき

- **介護保険料の徴収猶予**

担当部署：福祉部 介護長寿課 介護給付・保険料係

連絡先：0980-53-1212 (内線136)

P.9

3 市営住宅に入居している方で家賃等の支払いが難しいとき

- **家賃等の減免及び徴収猶予**

担当部署：建設部 建築住宅課 市営住宅係

連絡先：0980-53-1212 (内線114/146)

P.10

名護市徴収猶予制度等のご案内

【市税（市県民税、固定資産税、軽自動車税）】

制度の名称	新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例(市税)								
活用できる方	<p>次の①②をいずれも満たす方が対象です。</p> <p>①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること</p> <p>②一時的に納税を行うことが困難であること</p>								
支援の内容	<p>【猶予の内容】</p> <p>令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について、各納期限の翌日から最長1年間徴収を猶予します。令和3年2月1日以降に納期限となる次の税目については、適用外となりますのでご注意ください。</p> <p>固定資産税 4期（納期限が令和3年3月1日のため） 市県民税 4期（納期限が令和3年2月1日のため）</p> <p>【手続き方法】</p> <p>徴収猶予申請書^特に事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類、財産目録等を添付し提出してください。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、原則郵送又はe L T A Xによるオンライン申請での受付となります。</p>								
必要なもの	<p>【提出書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 徴収猶予申請書(特) 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・猶予を受けようとする金額100万円以下の場合 財産収支状況書 ・猶予を受けようとする金額が100万円を超える場合 財産目録及び収支の明細書 申請チェックリスト 税務署等で同様の特例を許可された場合 申請書や許可通知書の写し 								
申請の期限	<p>【申請書の提出期限】</p> <p>提出期限は、各税目の納期限までです。提出期限末日までの消印については有効として取り扱いますが、期限を過ぎて提出された申請書については、特別な理由がない限りは受け付けませんので御注意ください。既に納期が過ぎている令和元年度固定資産税4期、令和2年度軽自動車税等については、令和2年6月30日までに申請していただく必要があります。</p> <table border="0"> <tr> <td><固定資産税></td> <td><市県民税></td> </tr> <tr> <td>1期：令和2年6月30日まで</td> <td>1期：令和2年6月30日まで</td> </tr> <tr> <td>2期：令和2年7月31日まで</td> <td>2期：令和2年8月31日まで</td> </tr> <tr> <td>3期：令和2年11月30日まで</td> <td>3期：令和2年11月2日まで</td> </tr> </table>	<固定資産税>	<市県民税>	1期：令和2年6月30日まで	1期：令和2年6月30日まで	2期：令和2年7月31日まで	2期：令和2年8月31日まで	3期：令和2年11月30日まで	3期：令和2年11月2日まで
<固定資産税>	<市県民税>								
1期：令和2年6月30日まで	1期：令和2年6月30日まで								
2期：令和2年7月31日まで	2期：令和2年8月31日まで								
3期：令和2年11月30日まで	3期：令和2年11月2日まで								
問合せ先 (詳細はこちら)	<p>総務部 税務課 納税係 TEL：0980-53-1212(内線193/194/196/323) e L T A XのURL：https://www.eltax.lta.go.jp/ 詳細はこちらからご確認ください。 名護市HP：http://www.city.nago.okinawa.jp/soshiki/shiminbu/zeimu/</p>								

名護市徴収猶予制度等のご案内

【国民健康保険税】

制度の名称	新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例(国民健康保険税)						
活用できる方	<p>次の①②をいずれも満たす方が対象です。</p> <p>①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること</p> <p>②一時的に納税を行うことが困難であること</p>						
支援の内容	<p>【猶予の内容】 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国民健康保険税について、各納期限の翌日から最長1年間徴収を猶予します。令和3年2月1日以降に納期限となる次の保険税については、適用外となりますのでご注意ください。</p> <p>第7期（納期限が令和3年2月1日）及び8期（納期限が令和3年3月1日）</p> <p>【手続き方法】 徴収猶予申請書^特に事業収入の減少等の事実を証するに足る書類、財産目録等を添付し提出してください。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、郵送対応も可能とします。</p>						
必要なもの	<p>【提出書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 徴収猶予申請書(特) 2 添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入等の減少等の事実を証するに足る書類 ・財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類 ・猶予を受けようとする日前の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類 						
申請の期限	<p>【申請書の提出期限】 提出期限は、原則納期限までです。提出期限末日までの消印については有効として取り扱いますが、期限を過ぎて提出された申請書については、特別な理由がない限りは受け付けませんので御注意ください。</p> <p><令和元年度分> 8期：令和2年6月30日まで</p> <p><令和2年度分></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>1期：令和2年7月31日まで</td> <td>4期：令和2年11月2日まで</td> </tr> <tr> <td>2期：令和2年8月31日まで</td> <td>5期：令和2年11月30日まで</td> </tr> <tr> <td>3期：令和2年9月30日まで</td> <td>6期：令和3年1月4日まで</td> </tr> </table>	1期：令和2年7月31日まで	4期：令和2年11月2日まで	2期：令和2年8月31日まで	5期：令和2年11月30日まで	3期：令和2年9月30日まで	6期：令和3年1月4日まで
1期：令和2年7月31日まで	4期：令和2年11月2日まで						
2期：令和2年8月31日まで	5期：令和2年11月30日まで						
3期：令和2年9月30日まで	6期：令和3年1月4日まで						
問合せ先 (詳細はこちら)	<p>市民部 国民健康保険課 保険税係</p> <p>TEL：0980-53-1212（内線152/153/117）</p>						

名護市徴収猶予制度等のご案内

【国民健康保険税】

制度の名称	新型コロナウイルス感染症等に係る国民健康保険税の減免
活用できる方	<p>次の①または②のいずれかに該当する方が対象です。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で次のアからウすべてに該当する世帯</p> <p>ア. 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べ10分の3以上減少する見込みであること。</p> <p>イ. 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること</p> <p>ウ. 減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が400万円以下であること</p>
支援の内容	<p>【減免の対象となる保険税】 令和元年度及び令和2年度分の保険税であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のもの</p> <p>【減免額】 上記①に該当する場合は、全額 上記②に該当する場合は、保険税の一部を減額</p> <p>【手続き方法】 減免申請書に事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類等を添付し提出してください。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、郵送対応も可能とします。</p>
必要なもの	<p>【提出書類】 新型コロナウイルス感染症の影響により、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 死亡または重篤な傷病を負った方 医師による死亡診断書、診断書等 2 事業等の廃止または失業した方 廃業等届出書、事業主の証明等の当該内容が分かる証明 3 前年に比べ10分の3以上収入減少を見込む方 <ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収票、給与明細等、収入状況が分かるもの ・それ以外の収入（営業、農業、不動産など）がある方については、証明や帳簿などの収支が分かるもの <p>上記以外でも申請後、市が確認したい書類（金額）があるときは、個別に書類の提出を求められることがあります。</p>
申請の期限	<p>令和3年3月31日まで お早めに手続きをお願いいたします。</p>
問合先 (詳細はこちら)	<p>市民部 国民健康保険課 保険税係 TEL : 0980-53-1212 (内線274)</p>

名護市徴収猶予制度等のご案内

【後期高齢者医療保険料】

制度の名称	新型コロナウイルス感染症に係る後期高齢者医療保険料の減免
活用できる方	<p>次の①または②のいずれかに該当する方が対象です。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次のアからウの全てに該当する世帯の方</p> <p>ア. 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが令和元年にくらべて10分の3以上減少する見込みであること。</p> <p>イ. 令和元年の所得合計額が1,000万円以下であること。</p> <p>ウ. 令和元年の収入減少が見込まれる種類の所得以外の所得の合計が400万円以下であること。</p>
支援の内容	<p>【減免の対象となる保険料】</p> <p>令和元年度分および令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合は特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているもの。</p> <p>【減免額】</p> <p>上記①に該当する場合は、全額</p> <p>上記②に該当する場合は、保険料の一部を減額</p> <p>【手続き方法】</p> <p>減免申請書及び減免調査票に必要事項を記載し、減免を必要とする理由を証明する書類等を添付して提出してください。</p>
必要なもの	<p>【提出書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 減免申請書 2 減免調査票 3 後期高齢者医療 被保険者証 4 減免を必要とする理由を証明する書類 <ol style="list-style-type: none"> (1) 死亡・入院等 医師の診断書又は入院計画書等 (2) 事業等の廃止または失業した方 個人事業主の廃業届や事業主の証明書、離職票等 (3) 前年に比べ10分の3以上収入減少を見込む方 減免調査票に記載した所得額、収入実績等の内容が分かる資料 確定申告書の本人控え、源泉徴収票、給与明細書、青色申告決算書等
申請の期限	<p>令和3年3月31日まで</p> <p>お早めに手続きをお願いいたします。</p>
問合せ先 (詳細はこちら)	<p>市民部 国民健康保険課 後期高齢者医療係</p> <p>TEL : 0980-53-1212(内線167/195)</p>

名護市徴収猶予制度等のご案内

【介護保険料】

制度の名称	新型コロナウイルス感染症等に係る介護保険料の減免
活用できる方	<p>次の①または②のいずれかに該当する方が対象です。</p> <p>①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯で次のアからイすべてに該当する世帯</p> <p>ア. 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べ10分の3以上減少する見込みであること。</p> <p>イ. 減少した事業収入等に係る所得以外の前年所得額の合計が400万円以下であること</p>
支援の内容	<p>【減免の対象となる保険料】 令和元年度及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のもの</p> <p>【減免額】 上記①に該当する場合は、全額 上記②に該当する場合は、保険料の一部を減額</p> <p>【手続き方法】 減免申請書に事業収入の減少等の事実を証するに足りる書類等を添付し提出してください。</p>
必要なもの	<p>【提出書類】 新型コロナウイルス感染症の影響により、</p> <ol style="list-style-type: none"> 死亡または重篤な傷病を負った方 医師による死亡診断書、診断書等 事業等の廃止または失業した方 廃業等届出書、事業主の証明等の当該内容が分かる証明 前年に比べ10分の3以上収入減少を見込む方 ・源泉徴収票、給与明細等、収入状況が分かるもの ・それ以外の収入（営業、農業、不動産、年金、譲渡所得等）がある方については、証明や帳簿などの収支が分かるもの <p>上記以外でも申請後、市が確認したい書類（金額）があるときは、個別に書類の提出を求められることがあります。</p>
申請の期限	<p>令和3年3月31日まで 減免対象期間中にすでに納付した保険料がある場合も、納付前に減免申請ができなかったやむを得ない理由があるときは、遡って減免の対象とする場合があります。</p>
問合せ先 (詳細はこちら)	<p>福祉部 介護長寿課 介護給付・保険料係 TEL：0980-53-1212（内線136/137）</p>

名護市徴収猶予制度等のご案内

【上下水道料金】

制度の名称	新型コロナウイルス感染症の影響による上下水道料金の納付猶予
活用できる方	<p>次の①②③をいずれも満たす方が対象です。</p> <p>①名護市と給水契約を結んでいる者又は名護市公共下水道に水を排除している下水道使用者のうち、家庭用、営業用の専用給水装置を使用している方。</p> <p>②新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している方。</p> <p>③新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、次に掲げるア～オの要件のいずれかに該当し、一時的に上下水道料金を納付することが困難な方。</p> <p>ア 災害等により財産に相当な損失が生じた場合</p> <p>イ 上下水道使用者又は生計を同じくする家族が病気に罹患した場合</p> <p>ウ 事業の廃止又は休止若しくは失業等により納付が著しく困難な場合</p> <p>エ 事業に著しい損失を受けた場合</p> <p>オ その他一時的に料金を納付することが困難であると市長が認める場合</p>
支援の内容	<p>【猶予の内容】</p> <p>次を対象に最長4カ月間の納付を猶予します。</p> <p>令和2年2月・3月分 当初納期限4/23 → 9/30まで</p> <p>令和2年4月・5月分 当初納期限6/23 → 10/31まで</p> <p>【手続き方法】</p> <p>窓口または郵送にて下記の提出書類を経営課料金係まで提出してください。</p>
必要なもの	<p>【提出書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 上下水道料金納付猶予申請書兼誓約書(様式第1号) 令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症による影響で減収した収入確認書類 前年同時期の収入確認書類(売上帳や給与明細等) 一時的に納付することが困難であることを証明する書類 2～4の書類の提出が困難なときは収支明細書(様式第2号) 本人確認書類(写し) セルフチェックシート
申請の期限	<p>令和2年2・3月分 → 原則6月10日まで</p> <p>令和2年4・5月分 → 原則6月30日まで</p> <p>※長期入院、長期出張等のやむを得ない事情以外は原則期限を過ぎでの受付は行いませんのでご注意ください。</p>
問合せ (詳細はこちら)	<p>環境水道部 経営課 料金係</p> <p>電話：0980-53-1212（内線362/363/364/365）</p> <p>詳細はこちらからご確認ください。</p> <p>名護市HP：http://www.city.nago.okinawa.jp/articles/2020052200089/</p>

名護市徴収猶予制度等のご案内

【後期高齢者医療保険料】

制度の名称	後期高齢者医療保険料の徴収猶予
活用できる方	<p>次の①～⑤のいずれかに該当し、徴収猶予申請が認められた場合、保険料の全部又は一部（納付することができないと認められる金額を限度とする）の徴収を最長6月間猶予することができます。</p> <p>①被保険者又はその属する世帯の世帯主が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合。</p> <p>②被保険者の属する世帯の世帯主が死亡したこと、又はその者及び被保険者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少した場合。</p> <p>③被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合。</p> <p>④被保険者又はその属する世帯の世帯主の収入が、干ばつ等による、農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合。</p> <p>⑤その他特別の事情がある場合。</p>
支援の内容	<p>【猶予の内容】 徴収猶予申請が認められた場合、保険料の全部又は一部（納付することができない金額を限度とする）の徴収を最長6月間猶予します。 （徴収猶予の対象保険料） 上記①に該当する場合 当該徴収猶予の理由となった災害が発生した月から起算して6月以内の保険料 上記②～⑤に該当する場合 保険料の徴収猶予申請のあった日の属する月から6月以内の保険料</p> <p>【手続き方法】 徴収猶予申請書に必要事項を記載し、徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して提出してください。</p>
必要なもの	<p>【提出書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 徴収猶予申請書 2 徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類 3 その他必要と認める書類
申請の期限	特になし
問合先 (詳細はこちら)	市民部 国民健康保険課 後期高齢者医療係 電話：0980-53-1212(内線167/195)

名護市徴収猶予制度等のご案内

【介護保険料】

制度の名称	介護保険料の徴収猶予
活用できる方	<p>名護市に住所がある65歳以上の方(第1号被保険者)を対象に、次の①～⑤のいずれかに該当し、徴収猶予申請が認められた場合、保険料の全部又は一部（納付することができない金額を限度とする）を最長6月間猶予します。</p> <p>①第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する方が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けた場合。</p> <p>②第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少した場合。</p> <p>③第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少した場合。</p> <p>④第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、風水害等による農業における農作物の不作又は漁業における不漁その他これに類する理由により著しく減少した場合。</p> <p>⑤その他特別の事情がある者のうち、市長が必要と認めるもの。</p>
支援の内容	<p>【猶予の内容】 名護市に住所がある65歳以上の方(第1号被保険者)を対象に、徴収猶予申請が認められた場合、保険料の全部又は一部（納付することができない金額を限度とする）を最長6月間猶予します。</p> <p>【手続き方法】 徴収猶予申請書又は納付誓約書に必要事項を記載し、徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類を添付して提出してください。</p>
必要なもの	<p>【提出書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 徴収猶予申請書 2 納付誓約書 3 徴収猶予を受けようとする理由を証明する書類
申請の期限	特になし
問合先 (詳細はこちら)	<p>福祉部 介護長寿課 介護給付・保険料係 電話：0980-53-1212(内線136/137)</p>

名護市徴収猶予制度等のご案内

【市営住宅使用料】

制度の名称	家賃等の減免及び徴収猶予
活用できる方	現在市営住宅にお住まいの方で、 新型コロナウイルス感染症の影響等により収入が著しく減少した世帯 が対象です。
支援の内容	<p>【家賃の減免】 生活保護法第14条の住宅扶助を受けておらず、次の①～④のいずれかに該当する世帯のうち市長が特に必要と認めた入居者に対して、家賃を一定期間減免します。減免期間は事情を考慮し、決定します。</p> <p>①入居者(同居者を含む)の死亡・失業等(新型コロナウイルス感染症の影響による失業等も含む)により、世帯収入月額が著しく減少した世帯</p> <p>②入居者(同居者を含む)が疫病にかかり長期にわたり療養を要し、そのために要する費用として市長が認定した額を収入から控除した額が著しく減少した世帯</p> <p>③入居者(同居者を含む)が災害により容易に回復しがたい損害を受けたために要する費用として市長が認定した額を収入から控除した額が著しく減少した世帯</p> <p>【徴収猶予】 上記の①～④のいずれかに該当する世帯のうち、家賃の支払能力が6カ月以内に回復する見込みのある入居者を対象に申請により家賃及び敷金の猶予を行います。</p> <p>【手続き方法】 次の書類を窓口または郵送にて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃等減免申請書または家賃等徴収猶予申請書 ・証明書類等
必要なもの	<p>【提出書類】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 家賃等減免申請書(減免希望者のみ) 2 家賃等徴収猶予申請書(徴収猶予希望者のみ) 3 証明書類等の提出 <ul style="list-style-type: none"> ・給与所得者の場合／給与支払者発行の証明書及び市町村発行の所得証明書 ・失業者の場合／雇用保険受給資格者証の写し又は勤務先の退職証明書 ・事業所得者の場合／業績資料、従業員出勤簿、国県等融資認定通知書等
申請の期限	申請の期限は特にありませんが、減免は申請が受理された翌月から適用ですので、ご注意ください。
問合せ先 (詳細はこちら)	<p>建設部 建築住宅課 市営住宅係 電話：0980-53-1212(内線114/146) 詳細はこちらからご確認ください。 名護市HP：http://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2020042700056/</p>